

狩猟税のあらまし

令和6年4月改正

1 狩猟税とは

狩猟税は、狩猟者の登録を受けるときに納めていただく県の税金で、鳥獣の保護・管理や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てられます。

2 納める人

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受け人です。

3 納める額

区 分		原 則	許可捕獲者又は 許可捕獲従事者
第一種銃猟免許 に係る狩猟者の 登録	① 所得割額の納付を要する者	16,500円	8,200円
	② 所得割額の納付を要しない者 ※	11,000円	5,500円
網猟免許又はわ な猟免許に係る 狩猟者の登録	① 所得割額の納付を要する者	8,200円	4,100円
	② 所得割額の納付を要しない者 ※	5,500円	2,700円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録		5,500円	2,700円

※ ②のうち県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業従事者を除く）に該当する者は①の税率となります。

注 放鳥獣猟区の区域のみで狩猟をする旨の狩猟者の登録に係る狩猟税については、前表の原則欄に4分の1を乗じた税率となります。（なお、令和6年4月現在、青森県には放鳥獣猟区はありません。）

4 狩猟税の特例措置

鳥獣被害対策を支援していくため、令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録に限り、次のとおりとする特例措置が講じられています。

特例措置の適用を受けるためには、適用があるべきことを証する書類を添付してください。

区 分	要 件	特例措置の内容（税額）
対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録	対象鳥獣捕獲員として県内の市町村長により指名され、又は任命された者	課税免除
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として県内の区域で捕獲等に従事した者	課税免除
許可捕獲者又は許可捕獲従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、県内で許可捕獲を行った、又は許可捕獲に従事した者	原則の税率に2分の1を乗じた額 (前表税額右欄)

5 納税手続

狩猟者の登録申請と併せて、税額に相当する青森県収入証紙を狩猟税申告書に貼って提出することにより納めていただきます。

申告書の記載例

① 県民税の所得割額の納付を要する者

		※ 徴 収 番 号	
狩猟税申告書 令和 6 年 10 月 1 日			
東 青 地域県民局長 殿 次のとおり申告します。			
ふりがな	あおもり	たろう	職 業
氏 名	青 森	太 郎	(狩猟者登録申請書に記載した職業)
住 所	青森市長島 1-1-1		会 社 員
電話番号	017-722-1111	職業分類番号	3
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用しようとする猟具の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日並びに第二種銃猟免許に係る狩猟者登録を受けようとする場合にあつては、現に受けている狩猟免許の種類			
網 猟 免 許	1 網	知 事 第 号	年 月 日 交付
わ な 免 許	2 わ な	知 事 第 号	年 月 日 交付
第一種銃猟免許	3 フライブル銃 5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	青森県 知事 東 第 1 号 令和 6 年 9 月 19 日 交付	
第二種銃猟免許	6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	1 第一種銃猟免許 2 第二種銃猟免許	
(2) 狩猟をする場所			
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域	
(3) 今回狩猟者登録を受ける狩猟免許についての今年度における放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録の有無			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(4) 本年度における都道府県民税所得割額の納付の要否等の状況			
1 次 2 又は 3 以外		所得割額の納付の要否 <input checked="" type="radio"/> 否	
申告人の都道府県	2 同一生計配偶者	申告人がその同一生計配偶者又は扶養親族	
民税における区分	3 扶養親族	になっている者についての所得割額の納付の要否 (申告人が農林水産業に従事している場合は、必要ありません。)	
(5) 対象鳥獣捕獲員である場合は、その旨及び所属市町村の名称			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(6) 今回狩猟者登録を受ける狩猟免許についての今年度における対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録の有無			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(7) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者である場合は、その旨及び所属認定鳥獣捕獲等事業者名			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(8) 今回狩猟者登録を受ける狩猟免許についての今年度における認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録の有無			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(9) この申告書を提出する日前 1 年以内に鳥獣の管理を目的とする捕獲許可を受けた者又はその従事者若しくは指定管理鳥獣捕獲等事業者として、許可捕獲等を行った者に係る狩猟者登録であるか否かの別			
1 許可捕獲等を行った者に係る狩猟者登録		2 どちらでもない	
2 従事者として許可捕獲等を行った者に係る狩猟者登録		3 どちらでもない	
狩 猟 税	1 6,500	(証紙貼付欄) 注 納税者は割印をしないでください。	
登 録 年 月 日	※		
登 録 番 号	※	青森県収入証紙を貼ってください。	
摘 要			
注 1 2 種以上の登録を受ける場合は、その種類ごとに別票にしてください。 2 第一種銃猟免許を受けた者が第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受け、その後、装薬銃を使用する猟法による狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、新たに第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける必要があります。 3 (2)、(3)、(4)、(6)、(8)及び(9)については、該当するものに○印をつけてください。 4 網猟免許、わな免許又は第一種銃猟免許についての登録を受ける者が軽減税率の適用を受けようとする場合は、別様式の証明書を添付してください。 5 (5)、(7)及び(9)について、狩猟者の軽減制度の適用を受けようとする場合は、適用があるべきことを証する書類を添付してください。 6 証紙は、割印しないでください。 7 この申告書は、狩猟者登録申請書といっしょに地域県民局税務部(五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡)に住所を有する者は、西北地域県民局地域農林水産部林業振興課(鶴ヶ沢町)に提出してください。			

② 課税免除対象者 (例：対象鳥獣捕獲員)

		※ 徴 収 番 号	
狩猟税申告書 令和 6 年 10 月 1 日			
東 青 地域県民局長 殿 次のとおり申告します。			
ふりがな	あおもり	たろう	職 業
氏 名	青 森	太 郎	(狩猟者登録申請書に記載した職業)
住 所	青森市長島 1-1-1		会 社 員
電話番号	017-722-1111	職業分類番号	3
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用しようとする猟具の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日並びに第二種銃猟免許に係る狩猟者登録を受けようとする場合にあつては、現に受けている狩猟免許の種類			
網 猟 免 許	1 網	知 事 第 号	年 月 日 交付
わ な 免 許	2 わ な	知 事 第 号	年 月 日 交付
第一種銃猟免許	3 フライブル銃 5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	青森県 知事 東 第 1 号 令和 6 年 9 月 19 日 交付	
第二種銃猟免許	6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	1 第一種銃猟免許 2 第二種銃猟免許	
(2) 狩猟をする場所			
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域	
(3) 今回狩猟者登録を受ける狩猟免許についての今年度における放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録の有無			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(4) 本年度における都道府県民税所得割額の納付の要否等の状況			
1 次 2 又は 3 以外		所得割額の納付の要否 <input checked="" type="radio"/> 否	
申告人の都道府県	2 同一生計配偶者	申告人がその同一生計配偶者又は扶養親族	
民税における区分	3 扶養親族	になっている者についての所得割額の納付の要否 (申告人が農林水産業に従事している場合は、必要ありません。)	
(5) 対象鳥獣捕獲員である場合は、その旨及び所属市町村の名称			
青森市			
(6) 今回狩猟者登録を受ける狩猟免許についての今年度における対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録の有無			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(7) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者である場合は、その旨及び所属認定鳥獣捕獲等事業者名			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(8) 今回狩猟者登録を受ける狩猟免許についての今年度における認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録の有無			
1 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
(9) この申告書を提出する日前 1 年以内に鳥獣の管理を目的とする捕獲許可を受けた者又はその従事者若しくは指定管理鳥獣捕獲等事業者として、許可捕獲等を行った者に係る狩猟者登録であるか否かの別			
1 許可捕獲等を行った者に係る狩猟者登録		2 どちらでもない	
2 従事者として許可捕獲等を行った者に係る狩猟者登録		3 どちらでもない	
狩 猟 税	0 (注)	(証紙貼付欄) 注 納税者は割印をしないでください。	
登 録 年 月 日	※		
登 録 番 号	※	課税免除の適用を受ける方は、青森県収入証紙を貼らないでください。 (注)	
摘 要			
注 1 2 種以上の登録を受ける場合は、その種類ごとに別票にしてください。 2 第一種銃猟免許を受けた者が第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受け、その後、装薬銃を使用する猟法による狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、新たに第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける必要があります。 3 (2)、(3)、(4)、(6)、(8)及び(9)については、該当するものに○印をつけてください。 4 網猟免許、わな免許又は第一種銃猟免許についての登録を受ける者が軽減税率の適用を受けようとする場合は、別様式の証明書を添付してください。 5 (5)、(7)及び(9)について、狩猟者の軽減制度の適用を受けようとする場合は、適用があるべきことを証する書類を添付してください。 6 証紙は、割印しないでください。 7 この申告書は、狩猟者登録申請書といっしょに地域県民局税務部(五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡)に住所を有する者は、西北地域県民局地域農林水産部林業振興課(鶴ヶ沢町)に提出してください。			

「3 納める額」の②に該当する方は、「所得割額の納付の要否」欄の「否」に○を付してください。(その場合、住所地の市町村長が交付する証明書の添付が必要となります。)

課税免除の適用を受ける旨の申告をする方は、税額を0円と記入し、証紙貼付欄に青森県収入証紙を貼らないで申告書を提出してください。

県税・市町村税ホームページ
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>

